

見積書（要・不要）
請求書（要・不要）
別紙 1

記入例

当館が受付した日を記入するため、記入しないでください。

熊本市国際交流会館利用料金納付延期願

年 月 日

熊本市国際交流会館指定管理者

一般財団法人熊本市国際交流振興事業団 理事長 様

代表者の印は、万一変更等の処理が発生した場合にも捺印が必要になりますので、所属課長様など決裁権をお持ちの方の認印でも可。

住所（所在地）

団体名

代表者名

利用日の翌月末日をめどにしてください

(電話番号 — —)

熊本市国際交流会館使用許可申請書を提出し、同日付で使用許可を受けましたが、下記の理由により、
年 月 日を納付期日として定め、それまでの期間を会館使用料（施設使用料及び附属設備使用料）後納のための納付延期期間として、熊本市国際交流会館条例第 20 条第 4 項及び同条例施行規則第 21 条 1 項に基づいて特別に認めていただきますようお願い申し上げます。

尚、会館使用料は、先に定めた納付期日までに全額納付いたします。また、使用を中止した場合にも、納入すべき施設使用料の半額を納付いたします。

記

後納を希望する理由（詳しくご記入ください）

官公庁のため前納が困難なため、
など完結に記入いただいて構いません。

【参考】

○熊本市国際交流会館条例

第 20 条第 4 項 利用料金は前納とする。ただし、規則で定める場合は後納とすることができる。

○熊本市国際交流会館施行規則

第 21 条第 1 項 条例第 20 条第 4 項ただし書の規定により後納とすることができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- （1）国又は地方公共団体が使用する場合
- （2）国又は地方公共団体に準じる団体が使用する場合であって、市長が特に必要と認めたとき。
- （3）施設等の使用の際、附属設備に係る利用料金を新たに納付すべき事由が発生し、使用者が当該利用料金を前納することが困難と認められる場合。

記入上の注意については裏面をご覧ください